

睦合森友クラブ

みんなで森づくり ～SINCE 2006～



みんなの山づくり
睦合森友クラブ ～炭焼き体験会～
協力：吉川木炭活用研究会

そして、
平成21年度からの方針決定

H21.2.28



今回のクラブ活動は、いつものフィールドを飛び出し、“みんなの山づくり”『睦合森友クラブ ～炭焼き体験会～』と題して、吉川木炭活用研究会の炭焼き小屋（西川町吉川）にお邪魔しての活動でした。同会会長の伊藤正雄さんはじめ、研究会のみなさんに炭焼きのイロハを教えてくださいました。

日時：平成21年2月28日（土）9：00～15：00

場所：西川町 睦合コミュニティセンター及び吉川木炭活用研究会の炭焼き小屋（西川町吉川）

主催：睦合森友クラブ 協力：吉川木炭研究会

参加者：大人16名、子ども3名

（菅野さん、加藤さん、木村さん、山口さん、奥山さん、宇賀神さん、渡辺さん、松田さん、川田さん、倉本さん、我妻さん、早坂さん、横倉さん（葵ちゃん）、長谷川さん（山形市・非会員）横山さん、工藤（新太・爽太））

<<活動報告>> 報告者 倉本 幸輝さん

2月28日炭焼き体験をおこないました。参加19名を得ての実施です。9時に睦合公民館に集合し、少し時間があつたので、炭焼き芋の下準備として、ぬれた新聞紙でさつま芋をつつみました。その後、9時20分過ぎに出発し、9時30分過ぎに会場である吉川木炭活用研究会の炭焼き小屋へ到着しました。



伊藤会長の炭焼きのお話

会長の伊藤正雄さんから説明を受けました。研究会は平成9年から県の補助事業を活用し、また会員費により炭焼き小屋を立てたそうです。今では西川ではここだけだそうです。最初に白炭の窯だしを体験させてもらいました。出すときが一番気を使うということでした。この日も会長は朝4時ころから調整をしたそうです。2日間燃やした窯のふたをあけ、まずは後ろの煙突に注目します。そこからふたをあけたことで空気が流れガス化し火が燃え上がると出してもよいサインということでした。

そして窯だし作業開始。オレンジ色できらきらと光った木がきれいに並んでいるのが見えます。それを専用の棒で出していくのですが、これが熱いのなんのって・・・焼けそうでした。それもそのはず約1400度になるそうです。研究会のメンバーで30年以上されている荒木さんは汗をかきながらも手際よく窯から炭を出されます。

そして出した木に消し粉といわれる黒い灰をかけます。灰の黒と炭のオレンジのコントラストがとてもきれいでした。ここで、朝準備したいもを入れて一緒に灰をかけました。全部出し終わると今度はすぐに窯の入り口を作業ができるように雪で冷やしていました。白炭はすぐに次の窯入れの作業に入るの窯が冷えないうちに作業をしていきます。1.2mにそろえた櫓をいれていきます。これもわざがあるようで先に又のある棒で窯の中できれいに立てて並べます。

以前は20年ㄉㄉで櫓を炭焼きしていたのでよい炭ができたそうですが、いったん炭焼きをやめたので、木が50年生を越え硬い以前のような炭が出来ないそうです。また、炭の木は12月の休眠期に切るということでした。

さて、冷やされた炭を今度は灰の中から取り出し、選別と規格をそろえます。取り出した炭は黒く輝き、となりの木とふれるとキーンキーンといい音がします。のせて切れば、30cm程度に炭が揃うよう加工された丸太の台で切って袋に詰めます。とにかく段取りがいいというか無駄がありません。A級、B級、くずに分けて作業が一段落しました。



炎が上がり窯出し開始



熱さに耐えるいい男



白炭の窯出しと消し炭作業



さつまいもを投入

さて、さきほどの焼き芋はどうなったのかというと、これがばっちりでした。灰の中から取り出すときは宝物をさがすようで楽しかったです。取り出して新聞紙をとるとホクホクとやわらかでとてもおいしかったです。最高です！！お芋をいただいた後は黒炭の窯を見学させていただきました。黒炭は1週間まきを朝・夕くべ燃やしつづけ完成するそうです。黒炭は檜のほかの果樹、すぎ、松なんでもいよいよです。そして粉炭にして畑等にまいて活用されるそうです。体験して、「なつかしいにおいだ」とか「初めての体験でとてもおもしろかった」「この伝統はずっと引き継いでいく必要がある」といった感想がでてよい活動となりました。でも・・・水で顔を洗っても鼻の穴の黒いのはなかなか落ちなくてたいへんでした(^_^;)。吉川木炭活用研究会のみなさまにはお世話になりました。



炭の長さをそろえるあやしい男



おいしいかな？



きれいなオレンジ色ですね



昼食は、睦合ミセに戻り、みんなで“ひっぱりうどん”を食べました。

午後からは、みなさんに提案していた来年度以降の会の運営について話合いました。話合い参加者14名(菅野さん、加藤さん、木村さん、山口さん、奥山さん、宇賀神さん、松田さん、川田さん、倉本さん、我妻さん、早坂さん、横倉さん、横山さん、工藤)

これまで、会としての意思決定の方法を決めていませんでしたが、参加できなかった方から事前に頂いた賛成の意見(反対意見はありませんでした)を含め、当日お集まりの方からも賛成いただき、以下のように決定しました。

- ・当初の活動期間3年(H18,19,20)が終わっても会の活動を継続していくこと。
- ・運営方針・規約・H21役員を別紙のとおりすること。

これにより**5月24日(日)〔5月第4日曜日)に総会を開きます**のでご参加ください。
(後日改めて、継続参加の意思確認と時間等総会の詳細をご案内します。)

(2月28日)睦合森友クラブ 打合せ内容

はじめり(経緯など)

- ・睦合森友クラブは、「やまがたみんなの山づくりパイロット事業」実施に伴い、平成18年9月30日に誕生しました。(「やまがたみんなの山づくりパイロット事業」は、平成18年度に森林環境税導入に向け、新規事業として実施された事業です。)
- ・利用期間はH18~20の3ヶ年としてスタートしました。
- ・会員による自発的に会の運営をめざしていましたが、この3年間は県が仮事務局として会を運営してきました。(平成18年度は西村山森林整備課が、平成19年度からは村山総合支庁森林整備課 普及担当が、森林活動に関する一般市民への普及指導業務の一環として運営してきました。)

会員

1+(35-4)=32名 所有者横山氏+(当初会員-脱会者)=H21.2.26現在会員数

これまでの行事など

平成18年度

- H18.9.1~28 会員募集
- H18.9.30(土) 顔合わせ会(睦合森友クラブ 発足)
- H18.10.29(日) H18-1 間伐実演・きのこ植菌・きのこ汁
- H19.1.27(土) H18-2 蜜ロウソクづくり・意見交換会

平成19年度

- H19.6.23(土) H19-1(西川町)H19 顔合わせ・ホダ木の本伏せ・園路刈払い
- H19.11.10(土) H19-2(西川町)フェンソーアート・林業の道具を知ろう・山菜そば
- H20.3.22(土) H19 総会・懇親会(山形市)運営方針の確認、H20事業について

平成20年度

- H20.5.31(土) H20-1(西川町)植物観察会・竹器づくり・山菜汁
- H20.11.8(土) 合同利用日(西川町)そばうち体験(講師:川田氏)
- H20.11.9(日) 間伐研修会参加(西川町)
- H21.2.28(土) H20-2(西川町)炭焼き体験・次年度以降の打合せ

これから(H21年度以降)

平成21年度に向けての話し合い経過など

3年間の予定期間が終わることから、新しい取組も行いながら会を継続したい、と打合せをしてきました。

- 1(H20.12.18木) H21に向けての検討会(横山宅 横山・工藤・倉本)
- 2(H21.1.16金) H21に向けての準備会(山形市七日町 横山・宇賀神・川田・早坂・工藤)
- 3(H21,1月中送付) 21年度に向けての考え方のお知らせ・意見募集
- 4(H21.2.28土) H20-2イベント炭焼き体験開催後、H21の会運ついでの話合いを行い、**方針が決定し、事務局が提案した規約・役員が承認されました。**

決定事項

主な活動場所：西川町睦合の横山氏所有山林
会 員：趣旨に賛同する個人会員
活動、利用形態： 会員による個人利用が基本
「みんなの山づくり活動」(横山さんの森林作業の手伝い)(自由参加)
合同利用(月1回の合同利用日を設ける・自由参加)
年に数回、イベント、懇親会等を行う(自由参加)

運営：

個人利用：これまでどおり原則は個人利用

調整の必要があれば、みんなでルールをつくる

「みんなの山づくり活動」(横山さんの森林作業の手伝い)：5～11月(月1回)

毎月第4日曜日 10時から12時

(平成21年は、5/24、6/28、7/26、8/23、9/27、10/25、11/22)

合同利用日：5～11月(月1回)

5月第4日曜日(平成21年は5月24日)横山さんの森林作業の手伝いと同日

6月第3土曜日(平成21年は6月20日)

7月第4日曜日(平成21年は7月26日)横山さんの森林作業の手伝いと同日

8月第3土曜日(平成21年は8月15日)

9月第4日曜日(平成21年は9月27日)横山さんの森林作業の手伝いと同日

10月第3土曜日(平成21年は10月17日)

11月第4日曜日(平成21年は11月22日)横山さんの森林作業の手伝いと同日

イベント：年1回を目標に役員会で企画する。

運営は、会員で可能な人。

提案：やりたいと思った人が、会員、役員を突っついて一緒に企画する。

総会：5月第4日曜日(平成21年は5月24日)事業、経費の報告と計画。

役員会：役員(代表・幹事・会計・所有者)等が適宜集まり作戦会議

役員：代表・幹事・会計・所有者

代 表：宇賀神登志さん

幹 事：川田喜助さん・早坂紘史さん・工藤大

会 計：倉本幸輝さん

所有者：横山修さん

役員のみなさん
ヨロシクお願い
します。

規約：別添

入会：会員の紹介、会の趣旨に賛同する人

脱退：役員に連絡 総会等で報告

名簿：全会員に配布、管理は幹事

会費：年会費1,000円(山林使用料500円+その他経費)

事業ごと会費 割り勘

継続意思確認

以下のことからクラブへの継続参加の意思確認を行う

3年間の予定期間が終わること

自由参加ではあるが、新しい取組もはじめること

全く参加しない(できない?)、連絡の来ない会員がいること

連絡等の事務局の負担を軽減すること

H21 会費の納入 (H21.5 末まで) をもって継続意思ありとする。
(継続意思ない方には、今後の案内行わない)。復帰(再入会)可。

連絡：年間行事日程を年度当初に提示する。

原則現地(山の掲示板)を利用する。

急な連絡には、メール、電話、FAX、郵便を使う。

県の関わり：一般の森林ボランティア団体と同じ対応
要請があった場合の指導、講師派遣
用具の貸出

平成21年度 事業計画

個人の自由な利用「随時」

「みんなの山づくり活動」(横山さんの森林作業の手伝い)

「毎月第4日曜日(5~11月)」 基本10~12時

5月24日(第4日曜日) 間伐区域確認(総会、きのこ植菌も行う)

6月28日(第4日曜日) 間伐区域の灌木伐採1

7月26日(第4日曜日) 間伐区域の灌木伐採2、道刈

8月23日(第4日曜日) 間伐区域の灌木伐採3、

9月27日(第4日曜日) 間伐

10月25日(第4日曜日) 収穫祭

11月22日(第4日曜日) ホダ木伐採

合同利用日「5~11月(月1回)」

5月24日(第4日曜日) 横山さんの森林作業の手伝いと同じ日

6月20日(第3土曜日)

7月26日(第4日曜日) 横山さんの森林作業の手伝いと同じ日

8月15日(第3土曜日)

9月27日(第4日曜日) 横山さんの森林作業の手伝いと同じ日

10月17日(第3土曜日)

11月22日(第4日曜日) 横山さんの森林作業の手伝いと同じ日

イベント：目標年1回(日時、内容未定)

睦合森友クラブ 規約

(名称)

第1条 本会を睦合森友クラブという。

(目的)

第2条 本会は、森林を楽しみながらの利用し、所有者の森林管理作業に参加し会員相互の交流を深め、この活動によってより多く人が山への関心を興起することを目的とする。

2 利用とは、林産物の採取を含めるものとする。ただし、過度に生態系を乱さない範囲の採取とする。

(活動場所及び利用期間)

第3条 主な活動場所は、西川町大字睦合字沼堂地内の横山氏所有林とし、森林の利用期間は1年間とする。利用期間の更新については、所有者にその承諾を得ることとする。

(活動および事業)

第4条 本会の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

(1) 個人利用(第7条の留意事項を厳守する)

(2) みんなの山づくり活動(所有者の林業の手伝い)5月～11月の第4日曜日を活動日とする。

(3) 役員会が提案する事業

(4) 会員相互の情報交換及び親睦、並びに活動広報事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本規約を了承した人とする。また、中途の入会は、会員の紹介があった人とする。

(入会・脱退)

第6条 本会への入会・脱退は役員会の承認を得なければならない。

(留意事項等)

第7条 森林の利用にあたっては、下記に留意する。

(1) 新しいことをはじめるときには、所有者の了解をえること。

(2) 活動中の安全管理は自己の責任で行うこと。

禁止事項

(1) 他会員及び近隣の山林所有者の迷惑になること。

(2) ごみ等外部から持ち込むこと。

(3) 土地の形質を変えること。

(4) 皆伐あるいは無秩序な伐採。

(5) その他、事前に打ち合わせた計画以外の行為。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 幹事 3名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 所有者 1名
- 2 代表は、本会を代表し、業務を統括する。
 - 3 幹事は、本会の庶務・広報を運営する。会員名簿の管理を行う。
 - 4 会計は、本会の会計事務を行う。
 - 5 所有者は、活動場所の提供、会運営に関する助言を行う。

(役員を選出及び任期)

第9条 役員は会員の互選により選任する。

- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、代表が召集し、その議長となる。

- 2 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会は、次に掲げる事項について協議し出席者の過半数をもって決議する。
 - (1) 前年度の事業報告及び収支決算
 - (2) 当年度の事業計画及び収支予算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第11条 本会の事務事業を円滑に行うため役員会を置く。

- 2 役員会は、第8条に掲げる役員のほか、事業を提案する会員で構成する。
- 3 役員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 総会に付する事項
 - (2) その他重要な事項
- 4 事務局は、西村山郡西川町大字睦合字沼堂丙 703-1 に置く。

(会費)

第12条 本会の会費は、1人一年あたり1,000円とする。

(内訳 森林使用料500円 その他経費500円)

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 本規約に取り決めのない事項については、役員会等で協議しこれを定める。

付 則

本規約は、平成21年4月1日より施行する。

2009年1月							2009年2月							2009年3月							2009年4月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					1	2						1							1			1	2	3	4	5	
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30					

2009年5月							2009年6月							2009年7月							2009年8月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5						1	2	
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30	31	29	30	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	31						

総会

2009年9月							2009年10月							2009年11月							2009年12月							
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
					1	2					1	2	3	4							1						1	2
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31									

○「みんなの山づくり活動」(横山さんの森林作業の手伝い): 5~11月(月1回)
毎月第4日曜日 10時から12時

□合同利用日: 5~11月(月1回)

- 5月第4日曜日
- 6月第3土曜日
- 7月第4日曜日
- 8月第3土曜日
- 9月第4日曜日
- 10月第3土曜日
- 11月第4日曜日

毎月第4日曜日は山の日
(今年から私もサンデー林家)

